赤字:第4回会議を踏まえて追加

法人格の論点の整理

これまでの議論を踏まえた論点	主なご意見等
<u>(1. 法人格検討の前提)</u> ア. 地域運営組織の整理	
○ 地域運営組織について、協議機能と実行機能の分離型、一体型を前 提として法人格の議論をすることでよいか ⇒合意が得られているのではないか	・ 法人格の検討は、一体型と分離型を想定して考えることが必要(小田切)
	・ 地域運営組織においても、活動内容と法人化の負担やリスク を考え、法人格が必要な組織と法人格なしでやっていく方が 良い組織があるのではないか(辻)
	・ リスク分離の観点から、基本的に協議組織と実行組織は分離 することが適当(藤山)
イ、法人格の必要性	
〇 地域運営組織の活動の高度化、多様化等にかんがみ、法人格の取得 の必要性は以下の整理でよいか ①継続的な契約行為、財産の保有等の経済的な活動の実施	・ 地域運営組織で経済活動を行う場合、法人でないと代表者が そのリスクを負っている(加本)
②委託事業等の実施 ③寄附金や交付金の受領	・ 法人化には寄附の受け皿というメリットもある (小田切)
⇒合意が得られているのではないか	・ 役員の担い手確保の観点からも、役員個人への責任・リスク を少なくする法人化は有効 (加本)

これまでの議論を踏まえた論点	主なご意見等
(2. 地域運営組織の法人化の基本的考え方) ○ 地域運営組織の形態は多様性に富んでいるので、その多様性を尊重して、多様な選択肢を用意するべきではないか ⇒合意が得られているのではないか ○ 協議機能と実行機能の分離型の組織に適した法人格と、一体型の組織に適した法人格の双方についての検討が必要ではないか ⇒合意が得られているのではないか	・ 地域運営組織の多様性を活かした多様な選択肢を確保することを法人格の検討にあたっての基本とするべき(小田切、名和田)
〇 少なくとも、 ①NPO法人 ②社会的目的も追求した営利法人 ③地縁型組織 といった多様な法人類型の整備を検討すべきではないか	 NPO法人のほかに、認可地縁団体、事業性が高くなればミッションロック型の営利法人等で多様な制度を整理すべき(名和田) 法人格については、①現行の法人制度の活用を促進するとと
⇒合意が得られているのではないか	もに、②制度の改善検討、③新法人の検討を並行して進める ことが適当ではないか(池本)
(3. NPO法人の活用) ○ NPO法人における活動区域の地域的な限定及び社員資格の地域的な限定について "解釈" の明確化の確認 ①NPO法2条1項 「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること」 ②NPO法2条2項1号イ 「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」 ⇒内閣府において、解釈の明確が図られた	 法人化にあたっては、手続が簡便である面でNPO法人をうまく活用していくことが一番良い。NPOという名称をなじみやすくする説明から始めることが必要(辻) 税制面でメリットのある認定NPO法人になるための道筋も示すべき(名和田)
○ NPO法人の活用・普及に向けて、どのような施策を講じるか (例えば、内閣府からの解釈の周知等) ⇒所轄庁への周知徹底、地域運営組織の多様性に応じた多様な法人制	・ NPO活用に向けたガイドブックを作るなど、事例を整理分析するべき。NPO法の解釈について、所轄庁への周知が重要(池本)

・ NPO法人の場合は組織の自由度が高いので、代表者や理事 会のあり方等に注意するなど、ガバナンスをしっかり確保す ることが必要(牧野、池本)

度の中で、法人化に向けたガイドブックの作成が必要ではないか 〇 NPO法人を活用して公共性の高い活動を行う場合、NPO法人の

ガバナンスをどう確保するか

これまでの議論を踏まえた論点	
(4. 社会的利益追求を目的とした営利法人の検討) ○ 営利法人についても、地域住民へのサービス提供等の社会的利益追求のための事業を行う事業主体に適した法人格が必要ではないか	・ 本格的な事業法人として出資と配当を伴う限定された営利原理に基づく法人が地域コミュニティのために事業を行うことができるような法人類型が必要(名和田)
 ○ 社会的利益追求を目的とした株式会社等については、株主との関係で理解が得にくいことや社会的利益追求という目的の固定化(ミッションロック)が現行制度では困難なことから、新たな制度が必要ではないか。 ⇒経済産業省において、このような法人が活動できるエコシステムのあり方について検討中 	 「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会」 (経済産業省)において経済性と社会性を同時に追求する主体の制度設計案を提示 制度構築を進めていくべき(名和田)

これまでの議論を踏まえた論点	主なご意見等
(5. 地縁型組織の検討)	
○地縁型組織のあり方について、どのように考えるか	
(1) 小規模多機能自治推進ネットワーク会議の提案「スーパーコミュニティ法人」についてどのように考えるか	 地域コミュニティが地域を維持するために事業性の高い取組を行う場合、コミュニティの特徴を活かしながら法人化できるような仕組みをつくるべき(名和田) スーパーコミュニティ法人が具体的に何をする法人なのかわからない(社)
① 住民による自治を担う法人	・ ①地域住民の自治による地域コミュニティを法人化したいという切実な要求がある(名和田)
② 公共的な地域活動、経済活動を分野横断的に統合型で運営(多機能性)	・ ②地域運営組織は地域全体を見て様々な事業を横断的に実行することが求められる(藤山)
③ 条例に基づき、市町村長が認定(地域代表制)	・ ③地域運営組織は当該地域社会のために事業を行うことを制度上明確にし、地域代表的な組織であることを認定
④ 住民による自律性の尊重 (緩やかな自治)	できる仕組みをつくることが必要 (名和田)
⑤ 入会の意思表示をするまでもなく地域住民は会員(自動加入)⇒地縁型組織は、私的組織であり、加入の意思表示が必要ではないか。また、加入の意思表示を行うにより、住民の当事者意識も生まれるのではないか	・ ⑤強制加入を行う場合、新たな地方自治体をつくるくらい の厳しい規定が必要であり、制度設計が困難(辻)
	・ 地縁型組織は、公的組織とは考えられず、私的組織であり、入会の意思表示は必要(飯島)・ 自動加入とすると住民の当事者意識が生まれないのではないか(小田切)

これまでの議論を踏まえた論点

(5. 地縁型組織の検討)

⇒何らかの地縁型の組織が必要ということは合意が得られているのでは ないか

認可地縁団体制度をベースとし、その見直しによるべきという 意見や、認可地縁団体制度とは別の制度を考えるべきという意 見があったところ。

(2) 認可地縁団体を、財産を保有していなくても事業を行えるようにす べきか

- ① 現行の認可地縁団体はどこまで事業活動が可能か
- ② 地縁性についてどう考えるか 認可地縁団体は、「一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形 成された団体」

主なご意見等

- ・ 認可地縁団体が、財産の保有だけではなく、事業を行える ようにすることが望まれる(名和田)
- ・ 認可地縁団体は、区域内の住民であれば構成員の資格があるのでコミュニティになじみやすい仕組みであり、認可地 縁団体をベースに事業を行えるようにすべき(小規模多機 能自治推進NW)
- ・ 認可地縁団体制度は財産保有のために法人格を付与する制度であって、この他に事業を行うことを想定する制度とするには、そのための規定を定める必要が生じる(辻)
- ・ NPO 法人、社団法人などの様々な形の法人形態をとれる中で、立派な活動をされる方々が、何も難しい小さな自治会の規定の中に入る必要はなく、もっと別のことを考えたほうがいいのではないかと思う(総務省)
- ・ 認可地縁団体制度は、自治会等が財産を保有するために必 要最低限の規定であり、税制上の優遇措置を受ける場合に はそれに見合った厳しい規制を受ける必要がある(総務省)
- ・ 自治会の役割は時代とともに変化しており、認可地縁団体によって事業を行いたいという要望に応えていくべき(名和田)
- ・ ①認可地縁団体は財産保有が目的ではなく、規約に定めた 範囲で自由に事業は可能(総務省)

これまでの議論を踏まえた論点	主なご意見等
(5. 地縁型組織の検討) ③ 設立の要件は認可地縁団体と同じでよいか、見直すべき点があるか 〈認可地縁団体の場合の設立の要件〉 ・不動産等の財産を保有していること ・地域的な共同活動を行うことを目的 ・区域が客観的に明らかなものとして定められていること ・区域に住所を有する全ての個人(団体は不可)が構成員になれ、 その相当数が現に構成員となっていること(なお、区域に住所を 有する者の加入は拒めない)	・ ③新法人の検討にあたっては、現行制度でできないこと、 ネックになっていることを明らかにするべき (辻)
④ 市町村長の認可制とすべきか 認可地縁団体の場合、市町村長は、上記要件に該当すれば、団体から の申請に基づき認可しなければならない	 ④地域運営組織が地域のために事業を行えることを制度上明確にして、地域代表的な組織であるとして認定する仕組みが必要(名和田) 地域代表性がなぜ必要か整理が必要。(辻) 飯田市には、地域代表性を有している組織として、既にまちづくり委員会というものがあり、市町村や地域住民による地域の代表というコンセンサスの下で、地域組織の代表者が参加している。(牧野)

これまでの議論を踏まえた論点	主なご意見等
(5. 地縁型組織の検討)	
(3) ガバナンスのあり方 ① 構成員全員が対象となる総会での意思決定のほかに、代議制の導入の必要性について、どう考えるか	・ ①・③認可地縁団体は財産保有上の権利の明確化を目的としているので、高い事業性を持ったものに進化させるべき。 そのため、代議制あるいは団体加入を認めて情報公開の仕組みを持つものにすべき(小規模多機能自治推進NW)
② 機動的な意思決定が可能な理事会(役員会)の設置について、どう考えるか ※認可地縁団体の場合、規約で規定することは可能	・ ②・③認可地縁団体に課された事務について事業実施を前提として使いやすい制度に見直すべき(名和田)
③ 事業計画・予算・決算等の作成・公開の義務付けについて、どう考えるか ※認可地縁団体の場合は、財産目録の作成のみ義務付け	
④ 構成員の名簿の作成や更新について、どう考えるか ※認可地縁団体の場合、認可申請時の市町村長への構成員名簿の 提出、備え置き、変更が義務付け	・ ④認可地縁団体は名簿の作成・更新が非常に面倒(名和田)